

公 示

令和5年度第1回整備管理者選任前研修の実施について

道路運送車両法施行規則第31条の4に規定する運輸局長が行う研修を下記のとおり実施する。

記

1. 主催
北海道運輸局帯広運輸支局
2. 実施日時
令和5年6月5日（月）13時30分から17時00分まで
（受付13時00分から）
3. 実施場所
一般社団法人 十勝地区トラック協会 2階大研修室
帯広市西19条北2丁目4番地
4. 対象者
整備管理者として選任を予定している者（ただし、以下の者を除く）
 - (1) 自動車整備士（一級、二級、三級）の資格を有する者
 - (2) 平成15年4月1日に整備管理者として在職し、所轄の運輸支局に届出されている者
 - (3) 道路運送車両法第53条の規定による命令により解任され、解任の日から2年（同法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては5年）を経過していない者
 - (4) 整備管理者選任前研修を受講したことがある者
5. 携行品
 - (1) 筆記用具
 - (2) 自動車運転免許証又は写真付きの身分証明書（受講者本人を確認できるもの）
 - (3) 受講票
6. 定員
上限50名（先着順）
7. 受講料
無料（研修資料は、当日受付時に配布します。）
8. 申込先
一般社団法人 十勝地区トラック協会
（帯広市西19条北2丁目4番地 電話番号 0155-36-8575）
9. 申込期限
令和5年5月31日（水）
10. 研修内容
 - (1) 整備管理者制度について
 - (2) 車両管理等について
 - (3) 自動車事故の報告について
 - (4) 試問
 - (5) その他

1 1. 注意事項

自動車整備士（一級、二級、三級）の資格がない者であって、整備管理者選任前研修を受講したことがない者が対象の研修です。

整備管理者選任後研修（既に選任されている運送事業者の整備管理者が受講する研修）とは異なりますので、ご注意ください。

自動車でお越しになる際は、一般社団法人 十勝地区トラック協会 裏側駐車場をご利用下さい。その際、自動車の保守管理状態（自動車に触れる・車内を覗くことはいたしません）を確認させていただきます。

新型コロナウイルスの感染防止対策として、研修会場における室内換気の実施、受講者間の距離の確保等の措置を行います。

研修受講を予定される方においては、以下の項目を遵守・ご理解いただきますようお願いいたします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、研修を中止又は延期する可能性があります。
- (2) 2週間以内に発熱等の症状で受診や服薬等をした場合には、受講を控えてください。
- (3) 研修当日に体温の測定及び症状の有無を確認し、体調がすぐれない場合には、受講を控えてください。
- (4) 研修会場に入室する前には、石鹸を用いた手洗い又は消毒薬で消毒をおこなった上で入室してください。
- (5) 咳エチケットを励行してください。
- (6) 研修会場では会話をしないでください。
- (7) 研修中及び休憩時間の室内換気の実施にご理解ください。
- (8) 研修後に、受講した方の中から感染者が出た場合、症状の確認等で連絡を取らせていただくことがあります。

1 2. その他

次回の帯広運輸支局管内の整備管理者選任前研修の開催は、令和5年12月頃予定

令和5年4月28日

北海道運輸局帯広運輸支局長

